

半田市ひとり親家庭等資格取得等就業支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第3条第2号の半田市ひとり親家庭等資格取得等就業支援事業の実施については、同要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 この事業は、ひとり親家庭等に対し、就業支援のための講座を実施することにより、就業に必要な技能や資格の習得を図り、ひとり親家庭等の自立を支援するものとする。

(対象講座)

第3条 この要綱で対象とする講座は、就業に必要な技能や資格の習得を図るために必要であると市長が認める講座とする。

2 前項の講座を実施する場合は、講座受講中の子育てや生活面での不安を和らげるとともに、受講後の就業に至るまでの必要な支援を一貫して行うものとする。

(実施方法)

第4条 この事業の実施主体は、半田市とする。ただし、この事業の全部又は一部をこの事業を行うに相当と認めた団体等に委託することができる。半田市は、委託の実施にあたり、団体等と協定等を結ぶことができる。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、原則、半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第2条に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父とする。ただし、申請日時点で離婚に向けた相談等を継続して実施しており、離婚前からこの事業による支援が必要と市長が認める者についても、対象者としてすることができる。

(受講の申請)

第6条 第3条第1項に規定する講座を受講しようとする者は、あらかじめ、半田市ひとり親家庭等資格取得等就業支援講座受講申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認できる場合等市長が必要でないと認める場合は、当該書類等の全部又は一部を省略さ

せることができる。

(1) 申請者及び当該監護する児童の戸籍の謄本又は抄本

(2) 申請者の所得を明らかにする市町村長の証明書

(3) その他、市長が必要と認める書類

(受講の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、半田市ひとり親家庭等資格取得等就業支援講座受講決定（却下）通知書（様式第2）により、当該申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 講座の受講料は、無料とする。ただし、市長はやむを得ない事情があると認める場合を除き、受講を終了できなかった者又は受講中に市内に住所を有しなくなった者等ひとり親家庭等でなくなった者に対し、市が負担した受講料を請求するものとする。

2 前項に定める受講料は、第3条第1項に掲げる講座を実施する団体等が定める授業料又は受講料とする。

(報告)

第9条 市長は、事業の実施に関し必要があると認めるときは、講座受講者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

半田市ひとり親家庭等資格取得等就業支援講座受講申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

下記の講座を受講したいので、申請します。

フリガナ				生年月日	年	月	日
氏 名					(歳)		
住 所		郵便番号 475 -		電話番号 () -			
		半田市					
		日中の連絡先		電話番号 () -			
希望講座							
手当等の 受給状況		※該当の番号に○を付けてください。 1. 児童扶養手当(全額 ・ 一部) 2. 県遺児手当 3. 市遺児手当 4. 遺族年金 5. その他の手当 () 6. な し					
就労状況		現在働いていますか？○を付けてください。					
		a 現在働いている(職歴欄①と②を記入) ・ b 現在働いていない(過去の職歴を職歴欄②へ記入)					
職歴		期	間	職 種	退職理由		
	①	年 月 ~	現在就労中				
	②	年 月 ~	年 月				
		年 月 ~	年 月				
		年 月 ~	年 月				
		年 月 ~	年 月				
年 月 ~		年 月					
受講の動機		(具体的に記入してください)					
同意事項		1 上記個人情報を実施団体に通知することに同意します。 2 住民票、所得、手当の受給状況等を、公簿等により調査することに同意します。					

※「氏名」は、楷書で丁寧に記入し、「フリガナ」を付けてください。

※「住所」は住宅名及び棟、号室まで記入してください。

※講座の申込みは、1人一講座とし、一度受講した方は再度申し込みはできません。

※受講終了できなかった場合は、やむを得ない事情があると認める場合を除き、市が負担した受講料を請求します。

※受講の可否は、後日文書で通知します。

半田市ひとり親家庭等資格取得等就業支援講座受講決定（却下）通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のありました下記講座の受講について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 決定

講 座 名	
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受 講 料	円（ 免 除 ）

2 却下

理 由	
-----	--

（注意）

- 1 受講を終了できなかった場合は、やむを得ない事情があると認める場合を除き、市が負担した受講料を請求します。
- 2 住所を変更したとき、ひとり親家庭等でなくなったとき、その他重要な異動があったときなど、異動が生じたときは、その旨連絡してください。